

浪江町いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

浪江町は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国・福島県のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「浪江町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）を策定する。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

- (1) いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることから、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめ防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解することができるようにすることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・身体を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの防止等への組織的対応

- (1) 町教育委員会は、町立学校、町教育委員会事務局、相双教育事務所、福島県警察、PTA連絡協議会により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
- (2) 町教育委員会は、「いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下に「町基本方針」に基づく対策を実効的に行うために「浪江町いじめ問題対策会議」を町教育委員会の「附属機関」として設置する。
- (3) 町教育委員会は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、「浪江町いじめ問題調査委員会」を町教育委員会の「付属機関」として設置する。「浪江町いじめ問題調査委員会」は学校の下に設置した組織によって、速やかに、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を設置する。

- (5) 町長は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、「附属機関」を設けて調査を行う等の方法により、町教育委員会又は学校の調査の結果について調査を行う。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることことに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対応のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、学習塾、スポーツクラブ等の当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。取りわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、合わせて、いじめの問題への取組の重要性についての認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、

児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に
関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や町教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

学校と家庭・地域の連携促進を図るために取り組んでいるPTA、学校評議員会、放課後子ども教室をはじめ、保護者会や地域の会合等を活用し、いじめに関する学校の取り組みへの理解や教育活動への支援を得るとともに、児童生徒が大人に相談したり、大人同士が協議したりする場を設けるように啓発する。

(5) 関係機関との連携について

- ① 校長会議などの機能を生かした認定こども園、小・中学校間の連携により、孤立しがちな児童生徒の情報や、いじめに対する学校等の指導体制、指導内容の共有を図る。
- ② 学校教育支援組織や児童福祉・教育相談関連組織等との連携を図り、学校が児童生徒又はその保護者に適切な指導・助言を行うことができるよう支援する。

II いじめの防止等のための対策に関する事項

1 町・町教育委員会が実施する施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

① 浪江町いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関する機関及び団体との連絡を図るため、法第14条第1項の規定を踏まえ、条例の定めるところにより「浪江町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

本連絡協議会は、町立学校、町教育委員会事務局、相双教育事務所、福島県警察、PTA連絡協議会の機関・団体の委員で構成する。

② 浪江町いじめ問題対策会議

教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、浪江町いじめ

防止基本方針に基づきいじめ防止対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定を踏まえ、条例の定めるところにより「浪江町いじめ問題対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置する。

浪江町いじめ問題調査委員会の機能については、以下のとおり。

- ・町基本方針に基づきいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの協議を行う。
- ・町立小・中学校等におけるいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

③ 浪江町いじめ問題調査委員会

いじめによる児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を生じるなどの重大な事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、情報の提供、学校が調査を行う場合に必要な指導及び支援を行うため、法第14条第3項の規定を踏まえ、条例の定めるところにより、「浪江町いじめ問題調査委員会」を町教育委員会の「附属機関」として設置する。

浪江町いじめ問題対策会議の機能については、以下のとおり。

- ・町立学校等におけるいじめ案件について、町教育委員会が、町立学校等からいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に対処する。

(2) 町・町教育委員会が取り組む主な施策

① いじめの防止

- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ・児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対する、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、その他の必要な措置を講ずる。
- ・児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- ・教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- ・児童生徒及び保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処について必要な啓発を行う。
- ・各学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取組等について、定期的に報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取組の充実を促すなど、適切に指導・助言する。

② いじめの早期発見

- ・いじめを早期発見するため、全校の児童生徒に関する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- ・町教育委員会におけるいじめに関する相談・通報の窓口を設置するとともに、町教育委員会以外の相談機関の紹介も含め、児童生徒や保護者、町民等へ必要な周知を図る。

③ いじめへの対処

- ・町基本方針を踏まえ、町教育委員会が学校に対して、いじめ防止等に関し、必要な助言・指導を行うとともに、いじめが発生した場合には、職員などによる支援、必要な調査等を行ななど、いじめの解決のための対応に当たる。
- ・いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、町教育委員会が学校間の連携協力体制の調整を行いながら、いじめの解決の対応を進める。

④ 家庭や地域との連携

- ・いじめ問題に関する理解を促進し、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、各学校において、「地域と共に歩む教育」「地域と共に育つ学校教育」を推進し、その中で、いじめの防止等をはじめとする児童生徒の健全育成のための共通理解を進める場の設定により、PTAや地域の関係団体等と連携していじめ問題に取り組む。
- ・より多くの大人が児童生徒と関わり、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と家庭・地域が組織的に連携する体制づくりの拡充を進める。

⑤ 学校や教職員の評価

- ・町教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみによって学校や教職員を評価することなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的取組等について適切な評価を行う。

⑥ 学校経営改善への支援

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、必要な体制の整備に努めるなど、学校運営の改善を支援する。

2 学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、国基本方針、町基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針において特に重視すべきは次の事項である。

- ・いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること。
- ・校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対応に関する取組方法を予め具体的に定め、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」など、具体的取組に関する年間計画を定めること。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」（以下「学校対策委員会」

という。)を設置する。

学校対策委員会は、複数の教職員、スクールカウンセラーなどからの構成で、活動内容により他の必要な関係者等の出席も可能とするなど、校長が実情に応じて定める。

学校対策委員会の役割としては、次の内容が想定される。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

学校対策委員会は、いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、学校対策委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て学校対策委員会に報告・相談する。加えて、学校対策委員会に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、学校対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、自校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、自校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う役割が期待される。

なお、各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「生徒指導部会」等の名称で組織を置いている例があるが、こうした既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するもので、組織の名称としては「いじめ対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。

更に、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、町教育委員会と連携して、国基本方針別添2に示された「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考としつつ、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② いじめの早期発見

いじめは大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。合わせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対処し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項の規定により、いじめの重大事態とは次に掲げる場合をいう。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「いじめにより」とは、上記各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

さらに、「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とす

る。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 町教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会はこれを町長に報告する。

② 重大事態の調査主体と調査組織

重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、「浪江町いじめ問題調査委員会」が、速やかに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、情報提供、学校が調査を行う場合の必要な指導及び支援を行う。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と町教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問調査や聞き取り調査などが考えられる。

ウ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保ちつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月文部科学省設置「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」）を参考とするものとする。

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査については切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、町教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、町教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- ・調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

なお、調査を行う組織については、連絡協議会の会長が、調査委員会の委員又は事案に応じて適任と思われる委員を選出し、委員として充てることができる。

- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・学校が調査を行う場合において、町教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を適切に行う。

なお、学校が調査を行う場合においては、町教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、町教育委員会が適切に対応をする。

・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることが必要である。

④ その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。また、事実の重大性を踏まえ、町教育委員会の積極的な支援が必要となる。例えば、特に町教育委員会においては、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。町教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

⑤ 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、町教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、町教育委員会より、町長に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。

(3) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

① 再調査

法第28条第1項の規定による調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての再調査を行う。

② 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、町長が委員長及び委員を任命し、「いじめ問題特別調査委員会」（仮称）を設置する。また、町長が必要と認める場合には、弁護士等専門的な知識・経験を有する者の意見を求めながら再調査を進める。

③ 再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項の規定に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を町議会に報告する。